

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた憲法第26条第2項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルスの蔓延やロシアのウクライナ問題、物価高騰等、今後の見通しも未だ不透明であり、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費の無償化が切に求められる状況である。

そのため、羽島市では、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の全面無償化を昨年8月より実施しており、令和5年3月末まで措置を講じている。加えて今後は食材費の物価高騰分の補填を行う予定である。

昨今の社会状況により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要である。

よって、国におかれては、学校給食費無償化の迅速な実施を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣